

◎広告物等表示（設置）申請書の作成手引き  
（更新用）

【申請の受付、お問い合わせはこちらまで】  
韮崎市役所 建設課 計画管理担当  
〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号  
TEL 0551-22-1111 FAX 0551-23-1215

## ◇申請必要書類一覧

1. 広告物等表示(設置)有効期間更新申請書(第5号様式の2) →解説 ①
2. 位置図、案内図 →解説 ②③
3. 配置図 →解説 ②③
4. 広告物の写真 →解説 ④
5. 広告物の設計図面

広告物の形状寸法、表示面積、意匠、色彩、構造、照明の有無を記載したものを添付して下さい。

なお図面がない場合は、広告物の写真に寸法(横幅、高さ、地面から上端までの高さ等)を直接記入したものを添付してください。→解説 ⑤

### 6. 壁面広告・屋上広告等が、建築物の壁面に占める割合に関する計算書

建築物を利用する広告物等がある場合に必要です。次の基準を満たすことを計算してください。

$$(\text{広告物の鉛直投影表示面積} \div \text{建築物の鉛直投影壁面面積}) \leq (\text{基準値})$$

$$(\text{広告物の総表示面積} \div \text{建築物の総壁面面積}) \leq (\text{基準値})$$

詳しくは→解説①-2【※4】

### 7. 建造物の立面図(壁面広告物、屋上広告塔がある場合)または 建植塔形状寸法図(建植塔がある場合)

広告物のレイアウト及び建物の形状寸法を記載したものを添付してください。

なお図面がない場合は、広告物の写真に寸法(横幅、高さ、地上から上端までの高さ等)を直接記入したものを添付してください。→解説 ⑦

### 8. 広告物の面積集計表(広告物が複数ある場合に添付) →解説 ⑧

9. 申請手数料 →解説 ⑨
10. 管理者設置届(第9号様式) →解説 ⑩
11. 広告物等安全点検報告書 →解説 ⑪
12. 土地及び建物使用承諾書 →解説 ⑫
13. 委任状 →解説 ⑬
14. その他知事が必要と認める書類

更新申請の場合は、前回申請時に添付されている書類一式を添付してください。

### 15. 必要な切手を貼った返信用封筒 ※郵送での交付を希望する場合のみ

「1.」の第5号様式の2、「10.」の第9号様式、「11. 広告物等安全点検報告書」、「12. 土地及び建物使用承諾書」、「13. 委任状」の各様式は、こちらからダウンロードいただけます。

韮崎市 屋外広告物

検索

◇申請書→前回許可書と併せてお渡しした前回申請書副本を参考に記入することをお薦めします。

第6号様式（第6条関係）

●● 1年 9月10日

(宛先) 韮崎市長

住所 申請者の住所・氏名(法人の場合は名称、代表者名)の記入、押印  
 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広告物等表示（設置）有効期間更新申請書

次のとおり広告物等の表示（設置）の有効期間の更新を受けたいので、山梨県屋外広告物条例第12条の2第1項の規定により申請します。

広告物等の種類	例；壁面広告、建植広告塔		解説①-2【※1】から選択する		
表示又は設置の場所	〇〇市〇〇町□□1234-56				
表示又は設置の方法	地域区分	第〇種許可(禁止)地域			
	表示の内容	例；スーパー〇〇 □□店 他			
高さ	広告物等の高さ	〇〇	m	解説①-3【※3】参照	
	地上からの高さ	〇〇	m		
表示面積		〇〇	m <sup>2</sup>	・建物を利用する場合に記入する ・割合の求め方は、解説①-2【※4】参照	
外壁の面積の合計に対する割合					
鉛直投影面積の割合					
数量	看板の枚数(箇所数・面数)を記入		照明装置	有 無	
色彩	色相	YR	明度	〇〇 彩度	〇〇
表示又は設置の期間	〇年間、〇日間				
設計者	住所	不明な場合は、「不明」と記入して下さい。			
	氏名又は名称	不明な場合は、「不明」と記入して下さい。			
施工者	住所	不明な場合は、「不明」と記入して下さい。			
	氏名又は名称	不明な場合は、「不明」と記入して下さい。			
屋外広告業の登録年月日等	年	月	日	第 号	
設置年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	許可番号	許可	11 第 〇〇〇〇号	
有効期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日まで				

・広告物が複数の場合は「別紙一覧表のとおり」と記載し、一覧表を作成・添付する(様式は任意)

道標の場合に記入(第2種許可地域、第3種許可地域に設置する場合は記入不要)。詳しくは「屋外広告物の手続き」参照

解説⑨ 表中の「許可期間」参照

物理的に設置された年月日不明な場合は、「不明」と記入して下さい。

現在受けている許可(前回許可)の有効期間の終期

前回許可時に交付された許可番号

照明のある広告物・無い広告物混在する場合は、両方に○を付ける

【※1】 広告物等の種類

屋上広告、壁面広告、突出し広告、建植広告（自家用）、建植広告（道標・案内図）、建植広告（野立て）、横断幕、懸垂幕、塀・垣を利用する広告、工作物を利用する広告、アーチ、車両（船舶）広告、のぼり旗、立看板、はり紙（札）、広告幕、アドバルーンなど

○自家用広告物とは

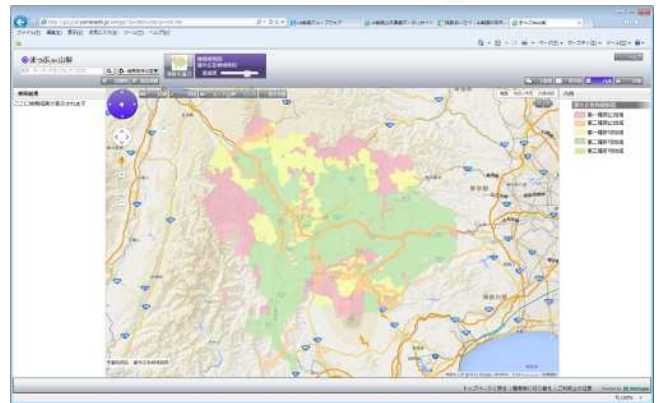
- ①自己の管理する住宅または事業場の敷地内に設置するもの（単に広告物を設置するために、取得又は借地した土地は、自家用の敷地とは扱いません）
- ②自己の管理する車両、船舶等に表示するもの

【※2】 地域の区分

地域の区分（概略）は、「まっぷ de 山梨」（山梨県地理情報システム(統合型 GIS)）で確認できます。

「まっぷ de 山梨」は、

※中央道沿線両側沿線 500m、新環状道路沿線両側沿線 200m、国道 20 号穴山橋以北道路西側沿線 1000mの区域について、**道路からの展望ができる場合は、第 2 種禁止地域**の扱いとなりますので、ご注意願います。

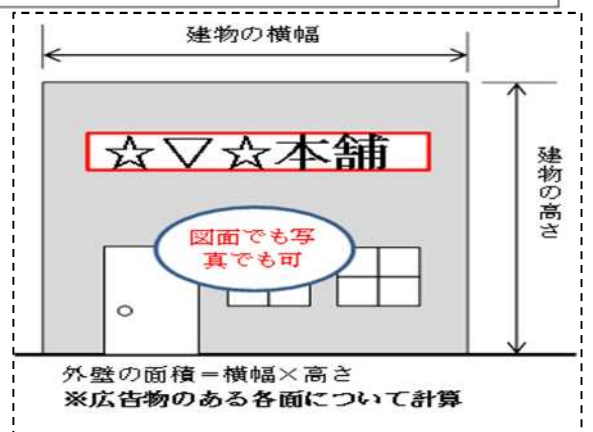


詳細等不明な場合は、韮崎市役所建設課までお問合せください。

【※4】 外壁の面積の合計に対する割合・鉛直投影面積の割合

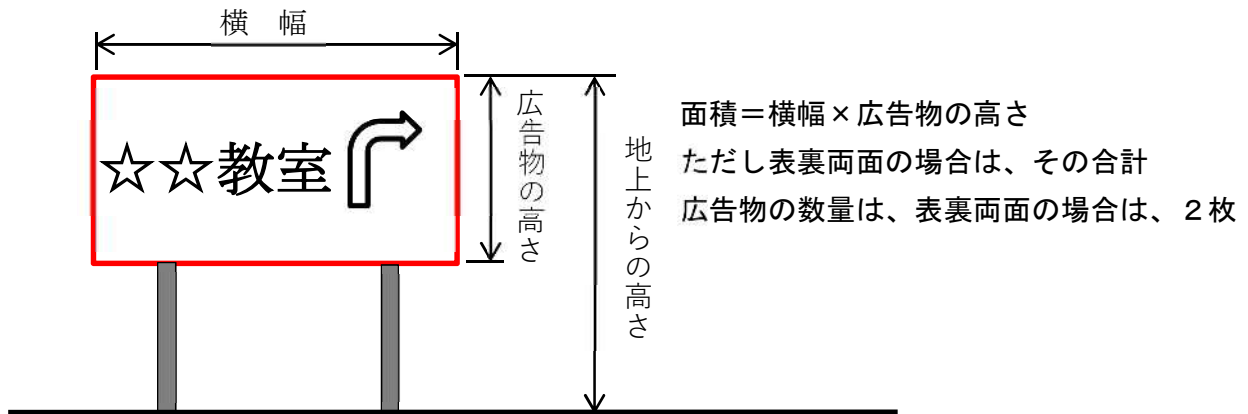
建築物を利用する広告物等に係る共通基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
<p>表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合 左図の場合 <math>(A1+A2+A3+A4) \div (Aw+Ax+Ay+Az)</math></p>	1/4以下	1/3以下	1/2以下
<p>同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合の合計 左図の場合 <math>(A1+A2+A3+A4) \div Aw</math></p>	3/10以下	1/2以下	7/10以下
(自家用以外の広告物の表示面積も含め算出)			

- 建築物を利用する広告物等がある場合には、当該建築物の外壁面積から、上表の割合に関する基準を確認する必要があります
- 外壁面積がわかる資料（建物寸法の記載された図面または写真等…右図参照）、および割合について計算した資料（2 ページ 6. 参照）を添付してください。

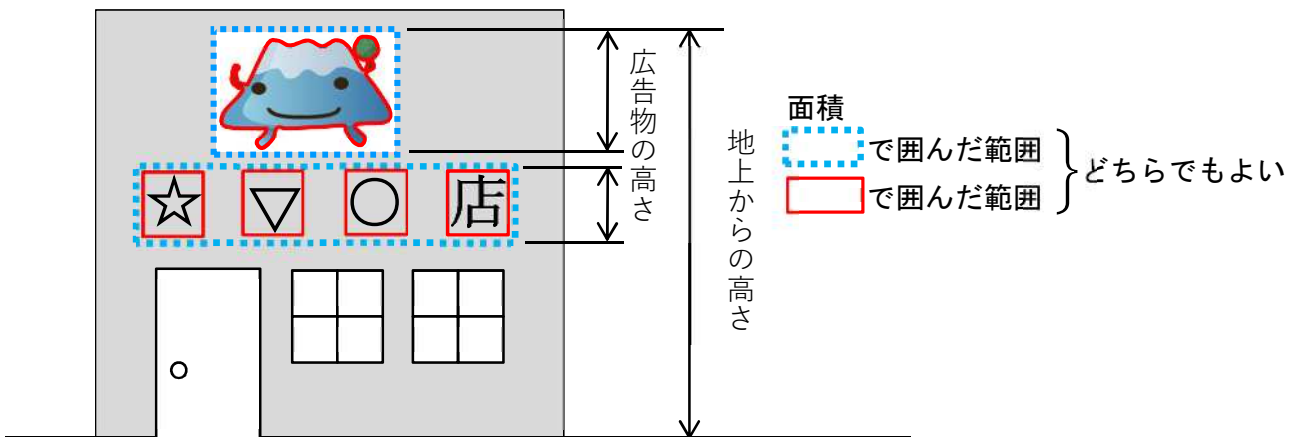


【※3】 表示面積のとりかた

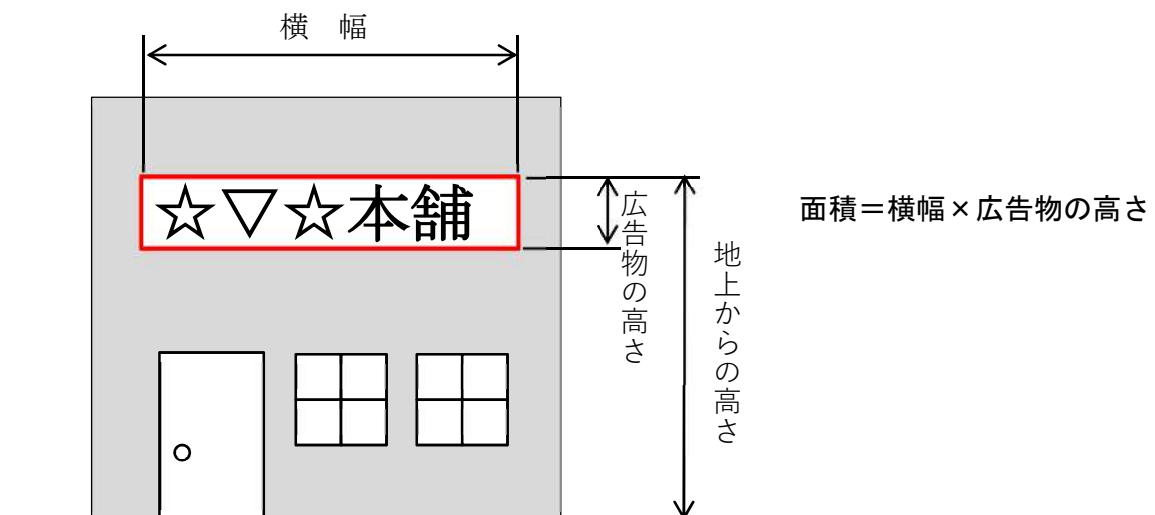
◇建植する広告物（道標・案内図など）の場合



◇建物を利用した広告物（【壁面に直接書いた場合】又は【壁面に直接切り文字を取り付けた場合】）



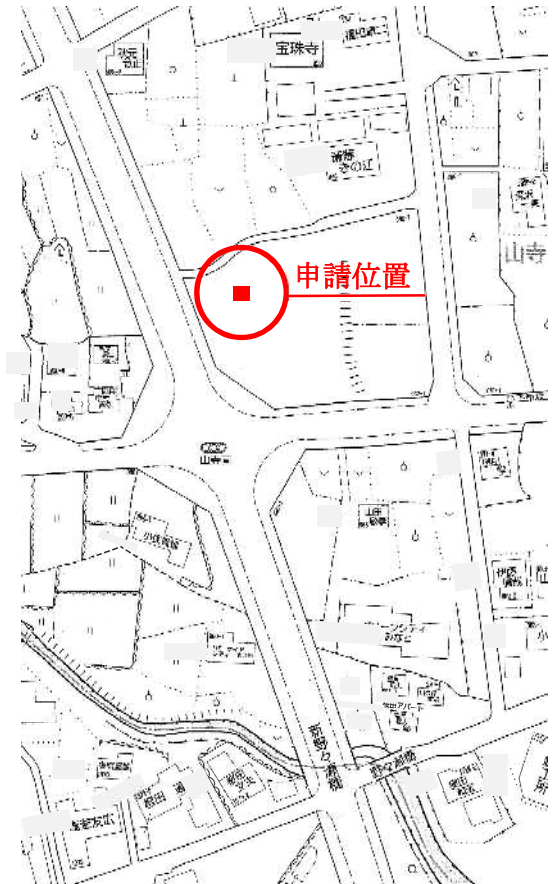
◇建物を利用した広告物（【壁面に広告板を取り付けた場合】）



## 解説 ② ③

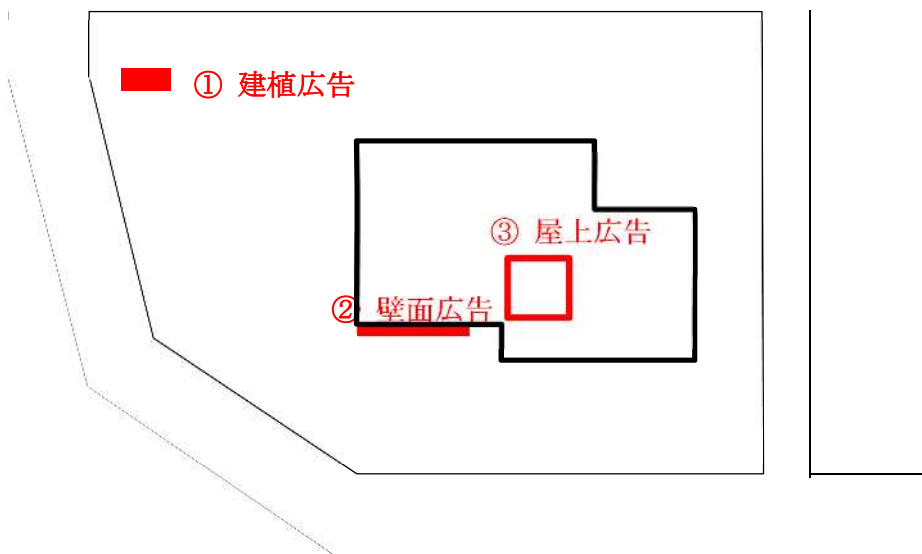
◇位置図、案内図→道路マップ等（位置図）、住宅地図等（案内図）に、広告物の設置場所を赤色で表示し、その地番を記載して下さい。

### 位置図、案内図の例



◇配置図→申請広告物が敷地内のどこに設置されているか分かるものを添付してください。また、写真撮影方向を表示して下さい。

### 配置図の例



◇広告物の写真→申請広告物毎に撮影して添付して下さい。広告物ごとに整理番号をつけてください。

写真の例

2.5m

①整理番号



0.7m

2.7m

広告物の設計図面がない場合は、この例のとおり、広告物の写真に寸法(横幅、高さ、地面から上端までの高さ等)を直接記入してください。

なお、設計図面にこれらの寸法が明示されている場合は、写真への明示は不要です。

全体写真例



拡大写真例



写真は、地面から広告物の上端が分かるように撮って下さい。

その際、広告物の表示の内容(文字、イラストなど)がはっきり確認できない場合は、合わせて表示面の拡大写真も添付して下さい。

## 解説 ⑧

◇広告物面積集計表→申請する全ての広告物の面積及びその算定式を広告物ごとに記載し、さらに照明の有無ごとに小計の計算表を添付してください。

・ 広告物面積集計表の例

整理番号は、写真の整理番号と合わせてください

整理番号	種類	照明	幅 ( m )	×	高さ ( m )	=	面積 ( m <sup>2</sup> )	面数	面積	
									照明有	照明無
①	屋上広告塔	有	1	×	0.5	=	0.5	2	1	
②	壁面看板	無	3	×	2.2	=	6.6	1		6.6
③	屋上広告塔	有	5	×	3	=	15	1	15	
④	壁面看板	無	6	×	2	=	12	1		12
⑤	建植看板	有	2	×	1	=	2	2	4	
⑥	壁面看板	有	3	×	1.5	=	4.5	1	4.5	
( 照明 有無別合計 ) ( m <sup>2</sup> )									24.5	18.6
⑦	のぼり旗		0.60	×	1.80	=	1.08	6	本	6.48

① ③ ⑤ ⑥	その他の広告物( 照明有り )	25( m <sup>2</sup> )	×	720円	=	18,000円
② ④	その他の広告物( 照明なし )	19( m <sup>2</sup> )	×	600円	=	11,400円
⑦	のぼり旗	2	×	1,000円	=	2,000円
		( 6本/5本毎 = 1.2 ÷ 2 )				

面積の端数は、切り上げて計算してください

広告物の種類により、手数料を算定する単位が異なります。  
次ページの表を参照して下さい。

手数料合計 31,400 円



◇申請手数料→この申請には、広告物の面積等に応じた手数料が必要です。申請届出後に蕪崎市より送付する納入通知書にて、金融機関の窓口で手数料の納付をお願いします。なお、納入通知書に記載されている納付場所以外の都市銀行からでも納付することが可能ですが、取扱手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

◇申請手数料一覧表

広告物の種類・種別		許可期間	照明有無	手数料	
貼紙		60日	－	100枚までごと	470
貼札		60日	－	10枚までごと	600
立看板		60日もしくは2年以内	－	5枚までごと	1,290
アーチ		3年以内	なし	1基につき	2,680
			あり	1基につき	3,216
車両、船舶等に表示等するもの		2年以内	－	1㎡までごと	220
電柱、街灯柱等に表示等するもの		60日もしくは2年以内	－	5個までごと	1,250
横断幕、懸垂幕		60日もしくは2年以内	－	1㎡までごと	400
アドバルーン		60日もしくは2年以内	－	1基につき	1,710
のぼり、旗等		60日もしくは2年以内	－	5本までごと	1,000
その他広告物等	堅ろうでないもの	1年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
		2年以内	なし		600
			あり		720
	堅ろうなもの ※	2年以内	なし		400
			あり		480
		3年以内	なし		600
			あり		720

- ※ 堅ろうなものとは、耐久性を有する構造で建築基準法の規定に基づく建築主事の確認を受けた広告物をいいます。
- ※ 建築確認を受けた建築物に取り付けられることをもって、堅ろうな広告物とはなりません。建築確認を受けた建植広告物などが堅ろうな広告物に該当します。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ※ 「その他広告物等」は、許可期間により手数料が異なります。許可期間は、選択できます。
  - 堅ろうでないもの 1年以内 又は 2年以内
  - 堅ろうなもの 2年以内 又は 3年以内
- ※ 横断幕、懸垂幕、のぼり、旗など、布製の広告物その他これに類するものについては、その耐久性の観点から、「1日のうち掲出期間を限定する（営業時間のみ掲出とする）」「天候により掲出を見合わせる」等の適切な管理の下に設置される場合には、2年以内とすることができます。  
ただし、許可期間の満了前に当該広告物が劣化等により取替が必要な状態になった場合には、その時点をもって許可期間は満了したものとして扱います。

◇管理者設置届→管理者とは、広告物の管理責任者です。管理者に資格が必要な場合は、下記の様式と合わせて、資格証のコピー等、資格を証する書類を添付してください。

第11号様式（第17条関係）

●● 1年 9月10日

(宛先) 韮崎市長

住所 申請者の住所・氏名（法人の場合は名称、代表者名）の記入、押印  
 氏名 印  
 法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

・ 前回申請と広告物の内容に変更がない場合は、前回許可の内容を記載いただければ結構です。

管理者設置届

管理する者を置いたので、山梨県屋外広告物条例第26条の規定により届け出ます。

管理する広告物等の許可の年月日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
管理する広告物等の許可番号		許可11第 〇〇〇〇号
管理者	氏名	〇 〇 〇 〇
	住所	山梨県甲府市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
	資格の種類	〇 〇 〇 〇

地上から広告物の上端までの高さが4mを超える場合、下表の資格所持者をあててください。4m以下の場合には資格要件はありません。

地上から広告物の上端までの高さが4m以下の場合、記入不要。

地上から広告物の上端までの高さが4mを超える場合は、下表のいずれかの資格が必要です。資格証明書のコピーも添付してください。

◇管理者（本ページ）・点検者（次ページの『安全点検』関係）の資格要件

【地上から広告物等の上端までの高さが4メートル以下の場合には資格は不要です】

資格	管理者	点検者
1. 屋外広告士	●	●
2. 建築士	●	●
3. 山梨県又は他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者	●	●
4. 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者（いずれも広告美術系に係るものに限る）	●	●
5. 技能検定合格者（広告美術仕上げに係るものに限る）	●	●
6. 上記1～4に掲げる者と同等以上の知識を有する者として認定した者	●	
・屋外広告業を営む者の営業所において5年以上の業務の責任者として経験を有する者		
7. 上記1～4に掲げる者と同等以上の知識を有する者として定める者		●
・一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する「屋外広告物点検技能講習会」修了者		

◇広告物等安全点検報告書→前回許可の有効期間内に行った点検結果を記入してください。

第7号様式（第7条関係）

●● 1年 9月10日

(宛先) 韮崎市長

報告者 住所 ●●市●●111-1  
 氏名 山梨 太郎 印  
 電話 000-000-0000  
 (法人にあっては、事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名)

広告物等安全点検報告書

山梨県屋外広告物条例第13条の2第3項の規定に基づき、屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

複数ヶ所設置の場合は全てを記載する

1 屋外広告物の概要

- (1) 種類 **壁面・建植**
- (2) 設置場所 **●●市●●111-1**
- (3) 設置年月日 **平成29年10月1日**
- (4) 点検年月日 **●● 〇年 8月 1日**

複数ヶ所設置の場合は全てを記載する

前回許可の有効期間内に行った点検結果を記入してください

2 点検結果

点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の内容	行った補修等の概要
基礎部分及び上部構造	1 上部構造全体の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
支持部	1 接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(建植)接合部のさび	さび止め塗装
	2 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 溶接部の劣化、充填剤（コーキング）の劣化等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
広告板	1 表示面等の汚染、変色及び剥離	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(壁面)表示面の変色	表示面の再塗装

	2 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(壁面) 側板の変形	側板の取り替え
	4 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 周辺機器の劣化及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
附属部材	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥除けその他附属品)の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	2 避雷針等の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	3 その他点検した事項 ( )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

注

- 1 点検項目ごとに異常の有無を選択し、異常を確認した場合は異常の内容を「異常の内容」欄に記入し、行った補修等の措置の内容を「行った補修等の概要」の欄に記入すること。
- 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「行った補修等の概要」の欄に斜線を引くこと。

### 3 点検後又は必要な補修等を行った後の写真



(注 写真は広告物等の全体が収まるものとする。)

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

点検者 住所 ●●市▲▲123-4  
 氏名 景観 次郎 印  
 電話 000-000-0001  
 資格 屋外広告士

必要な資格については、解説⑩下段の表を参照願います。

(資格の欄は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等を設置している場合に記入すること。)

◇土地、建築物等の使用承諾書→自己の所有地及び建築物以外に広告物を設置する場合(土地や建築物を借用する場合)に必要です。この書面の代わりに、土地や建築物の貸借契約書の写しのでも構いません。

●● 1年 8月 1日

屋外広告物を表示(設置)する者

氏名

申請者の住所・氏名(法人の場合は名称、代表者名)の記入

土地、建築物等の所有者

住所

氏名

電話

土地・建物等の所有者の住所・氏名  
(法人の場合は名称、代表者名)・電話番号の記入、押印

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名、電話)

私が所有する土地、建築物等を次のとおり使用することを承諾します。

土地、建築物等の 地名地番	○○市○○町□□1234-56
使用目的	例；建植看板の設置、壁面看板の表示 など
使用期間	●● ○年○月○日から ●● ○年○月○日まで
備考	今回許可期間と同じか、 それより長い期間である ことが必要です

◇委任状→申請行為を、申請者に代わり代行する場合に必要になります。

# 委任状

私は、下記の者に本状記載の設置場所に備え付けられた屋外広告物の許可申請手続きの権限を委任致します。

受任者

〒  
住所  
氏名

申請行為の委任を受ける方の郵便番号、住所・氏名(法人の場合は名称、代表者名)の記入

1. 許可申請屋外広告物設置場所

〇〇市〇〇町□□1234-56

申請書(第5号様式の2)の記載内容と同じ

2. 許可申請屋外広告物の種類

例; 壁面広告、建植広告塔

申請書(第5号様式の2)の記載内容と同じ

●● 1年 9月 1日

委任者

〒  
住所  
氏名

申請行為を委任する者の郵便番号、住所・氏名(法人の場合は名称、代表者名)の記入、押印

印

## 申請書作成 ~ 申請 ~ 許可の手順

